

組合掲示の一方的撤去は 不当労働行為だ！

掲示撤去に

怒りの申入れ！



JR東海労申第20号
2006年12月13日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松本 正之 殿

JR東海労働組合
中央執行委員長 萩原



最高裁決定を報じた組合掲示物撤去に関する申し入れ

JR東海労の組合掲示板から、相繼いで『JR東海労ニュースNo.885』、『JR東海労ニュースNo.886』、『かべ新聞第27号』『かべ新聞第28号』など、最高裁決定を報じた組合掲示物が、会社により一方的に撤去された。いずれの掲示物も、事実に基づくものであり、一切労働協約に違反する箇所はない。会社による撤去は、まさに不当労働行為である。したがって下記の通り申し入れるので、誠意ある回答をすること。

記

1. 上記掲示物について、労働協約に違反している箇所を個別・具体的に明らかにすること。
2. 最高裁決定を報じた組合掲示物を、具体的理由を明らかにせず、「労働協約違反」のみを通告して掲示物を撤去することは、最高裁決定をも踏みにじる行為である。会社の見解を明らかにすること。
3. 直ちに撤去通告を撤回し、謝罪すること。

以上